

桑野社労士&FP事務所だより

平成 29 年 9 月 11 日

第 90 号

〒614-8093 京都市八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

京都府最低賃金は、平成 29 年 10 月 1 日から

時間当り 856 円に改定されました

最低賃金制度とは？

京都府最低賃金(地域別最低賃金)制度は、京都府内の全ての使用者及び労働者に適用されます。これは、事業場に働くすべての労働者(パート、アルバイト、嘱託、臨時も含む。)に、雇用形態の別なく適用されます。

なお、特定の産業については、京都府最低賃金(地域別最低賃金)より高い金額で特定(産業別)最低賃金が定められている場合があります。

最低賃金から除外される賃金

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われ賃金(結婚手当など)
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当



最低賃金法違反の場合は？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合は、使用者は労働者に対して、その差額を支払わなければなりません。地域別最低賃金を支払わない場合は、50 万円以下の罰金になります(最低賃金法第 40 条)。

最低賃金のチェック方法

- (1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

- (2) 日給制の場合

日給 \div 1 日の平均所定労働時間 (時間額に換算)
 \geq 最低賃金額 (時間額)

- (3) 月給制の場合

月給 \div 1 か月の平均所定労働時間 (時間額に換算) \geq 最低賃金額 (時間額)

(例) 年間所定労働日数 252 日、所定労働時間が

毎日 8 時間、月給 143,000 円の方の場合

8 時間 \times 252 日 \div 12 月 = 168 時間/月

月 143,000 円 \div 168 時間 = 851.19 円 $<$ 856 円

\Rightarrow 最低賃金法に違反しています

- (4) 出来高払い制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払い制その他の請負制によって計算された賃金の総額 \div 当該賃金計算期間に出来高払い制その他請負制によって労働した総労働時間数 \geq 最低賃金額

最低賃金の減額の特例

次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に、個別に

最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い方
2. 試みの試用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

(裏面に続く)

労働基準法 8

時間外労働・休日労働

本来、時間外労働（残業）は、臨時的・緊急の場合に行うものです。やむを得ず、法定の労働時間を超えて時間外労働（残業）や法定休日に労働させる場合は、あらかじめ労使協定（36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署長に届けなければなりません（労働基準法第36条）。協定は使用者と労働者代表との間で締結し、労働者代表は就業規則の意見を聞くものと同じように、選出しなければなりません。

時間外労働時間の限度基準

36協定の延長時間（時間外労働の時間）は、①1日、②1日を超え、3か月以内の期間、③1年間の、3つについて、協定しなければなりません。

期 間	一般の労働者	変形時間制の場合
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1か月	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間
3か月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

なお、次の事業又は業務には、この限度時間が適用されません。

- ①工作物の建設等の事業
- ②自動車の運転の業務
- ③新技術・新商品等の研究開発の業務
- ④その他労働基準局長が指定する事業又は業務（郵政事業の年末年始における業務、船舶の改造・修繕に関する業務等）

特別条項

限度時間を超えて時間外労働を行わざるを得ない特別の事情がある場合には、次のよう件を満たす特別条項を36協定に定めておくこともできます。

- ①原則としての延長時間は、限度時間以内にとする
- ②限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別な事情を、具体的に定める
- ③「特別な事情」は、a 一時的または突発的であること、b 全体として1年の半分を超えないことが見込まれること

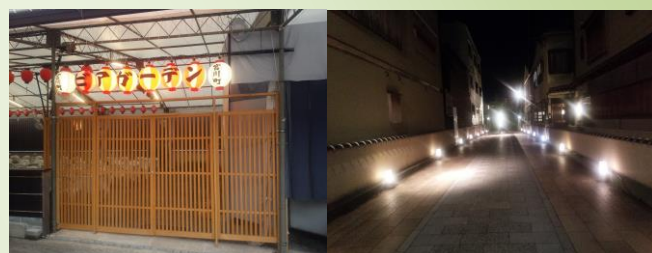
○特別な事情の例

- ・ 予算決算事務
- ・ ボーナス商戦の業務の多忙
- ・ 納期のひっ迫
- ・ 機械のトラブルへの対応

○特別な事情に当たらない例

- ・ 「業務上の都合」、「業務多忙なとき」、「使用者が必要と認めるとき」といった特定の理由を示さないとき
- ・ 年間を通じて適用されることが明らかな事由
(次号に続く)

事務所からひとこと



8月26日に社労士の仲間と、京都五花街（上七軒、祇園甲部、祇園東、先斗町、宮川町）のひとつの宮川町のビアガーデンに行ってきた。

そこは正に京都らしい風情で、4人の芸舞妓さんたちが、代わる代わる各テーブルを回り、お酌をしてくれた。そして、「〇〇どす、よろしゅーおたのん申します。」と言いながら、名刺をくれた。そして、「祇園小唄」などの舞を披露してくれ、最後には舞妓さんたちの手ぬぐいがもらえる、抽選会があった。参加した仲間は、芸舞妓さんのいる雰囲気と接待に大満足で、「来年は、家族で来よう」という人も。

宮川町は、京都の中心を流れる鴨川べりにある。鴨川の河原では、有名な阿国歌舞伎が見世物として流行った歴史があり、ここに芝居を見に来た客のためにできた茶屋が、時代と共にお酒を提供するようになり、江戸中期には総合的な遊興の場になったとのこと（「京都花街の経営学」、西尾久美子著より）。